

西ノ島町告示 第21号

西ノ島町雇用充足促進事業委託業務に係るプロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

西ノ島町長 坂栄 一秀



1. プロポーザルの概要

(1) 事業の概要

人口減少による人材不足や高齢化等による担い手不足への対応するため、首都圏の島暮らしに関心のある20歳～40歳代の者に向け、西ノ島での仕事と余暇を体験する場を創出するマッチングツアーを実施し、移住・定住を促進する取り組みについて、民間事業者から企画提案を募集する。

(2) 対象となる事業名

西ノ島町雇用充足促進事業委託業務

(3) 事業の期間

契約締結日から令和6年3月15日

2. 提案参加資格

告示日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

(1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 国又は県内の地方公共団体との契約に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 租税等を滞納していないこと。
- ⑤ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) これまでに、同種業務の実績を1件以上有すること。

(4) 業務の実施に必要な体制（スタッフ、使用ツール等）を確実に確保ができること。

3. 選定方法

(1) 受託者は、プロポーザル方式により選定する。

(2) 受託者は、西ノ島町雇用充足促進事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において選定し、委員会の評価に基づき町長が決定する。

(3) 選定は、評価基準表に基づき企画提案書等プレゼンテーション、ヒアリング等の審査により行う。

(4) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(5) 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しない場合がある。

(6) 選定結果は提案者全員に通知する。

(7) 委員会による審査経過については、公表しない。また、選考結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

4. 担当課

郵便番号 684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

西ノ島町 観光定住課 定住係

担当 富所 実嗣

電話（直通） 08514-6-1257

FAX（代表） 08514-6-0683

Mail kanko-teiju@town.nishinoshima.shimane.jp

5. 契約の締結

契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する、契約金額は、契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において、決定する。

6. その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載の無いものは、「西ノ島町雇用充足促進事業委託業務プロポーザル実施要領」によるものとする。